

28-3 各種判定基準表

表1 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
準寝たきり	ランクA	1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
	ランクB	1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきり起きの生活をしている 屋内での生活は何らかの介助を要し日中もベッド上の生活が主体であるが座位を保つ
寝たきり	ランクC	1. 車椅子に移乗し、食事・排泄はベッドから移乗する 2. 介助により車椅子に移乗する 1日中ベッドで過ごし、排泄・食事・着替えにおいて介助を要する
	ランクD	1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもつたない

「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について(平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部発通知)

表2 認知症である老人の日常生活自立度判定基準(抜粋)

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立出来る。	
IIa	家庭内で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応答や訪問者との対応など一人留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない、時間が分かる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成3年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)

表3 食事項目の記入選択肢

質問内容	選択肢	質問内容	選択肢
治療食	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アレルギー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
主食	<input type="checkbox"/> 米飯 <input type="checkbox"/> おむすび <input type="checkbox"/> 粥 <input type="checkbox"/> ミキサー	糞菌	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
副食	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 軟菜 <input type="checkbox"/> キザミ(一口大・中・小) <input type="checkbox"/> ソフト	嚥下	<input type="checkbox"/> 総糞菌 <input type="checkbox"/> 部分糞菌
トロミ	<input type="checkbox"/> ムース <input type="checkbox"/> ミキサー		<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 困難
自助具	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	咀嚼	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 困難
	<input type="checkbox"/> 器器 <input type="checkbox"/> はし <input type="checkbox"/> スプーン <input type="checkbox"/> フォーク	経管栄養	<input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう

表4 機能的評価 新風版

項目	点数	選択肢	判断基準	得点
1 食事	10	自立	自助具などの装置可、標準的時間内に食べ終る	
	5	部分介助	たとえば、おかずを切って細かくしてもらう	
	0	全介助	全介助	
2 車椅子からベッドへの移動	15	自立	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	
	10	部分介助	軽度の部分介助または監視を要する	
	5	ほぼ全介助	座ることは可能であるがほぼ全介助	
3 整容	0	全介助	全介助	
	0	不可能	不可能な場合	
	5	自立	自立(洗面、整容、歯磨き、ひげ剃り)	
4 トイレ動作	0	部分介助	準備をすれば可能な場合等	
	0	不可能	不可能な場合	
	10	自立	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)	
5 入浴	5	部分介助	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
	0	全介助	全介助	
	0	不可能	不可能な場合	
6 歩行	5	自立	自立	
	0	部分介助	部分介助	
	15	自立	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わす	
7 階段昇降	10	部分介助	45m以上の歩行、歩行器の使用を含む	
	5	部分介助	歩行不能の場合、車椅子にて45m以上の操作可能	
	0	全介助	上記以外	
8 着替え	10	自立	手すりなどの使用の有無は問わない	
	5	部分介助	介助または監視を要する	
	0	全介助	全介助	
9 排便コントロール	0	不可能	不可能な場合	
	10	自立	靴、フラスナー、装具の着脱を含む	
	5	部分介助	標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
10 排便コントロール	0	全介助	上記以外	
	10	失禁なし	洗滌、坐薬の取り扱ひ取り扱ひも可能	
	5	ときに失禁あり	ときに失禁あり、洗滌、坐薬の取り扱ひに介助を要する者も含む	
合計得点	0	失禁あり	上記以外	
	5	ときに失禁あり	ときに失禁あり、取尿器の取り扱ひに介助を要する者も含む	
	0	失禁あり	上記以外	

※合計点からみられる機能評価の目安

点数	評価の目安
20点以下	全介助レベル
40点以下	介助量が多い
60点以上	介助量が少ない

表1 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活している 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもつたない

「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について
（平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省 大臣官房老人保健福祉部長通知）

表2 認知症である老人の日常生活自立度判定基準（抜粋）

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意しつれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができな、電話の応答や訪問者との応対など一人で留守番ができな
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかるやたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、失声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aと同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について
（平成5年10月26日老健第135号 厚生省老人保健福祉局長通知）

表3 機能的評価：Barthel Index

	点数	質問内容	得点
1. 食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	
	5	部分介助（たとえば、おかずを切っておく）	
	0	全介助	
2. 車椅子からベッドへの移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む（非行自立も含む）	
	10	軽度の部分介助または監視を要する	
3. 整容	5	座ることは可能であるがほぼ全介助	
	0	全介助または不可能	
	5	自立（洗面、整容、歯磨き、ひげ剃り）	
4. トイレ動作	0	部分介助又は不可能	
	10	自立（衣服の操作、後始末も含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む）	
5. 入浴	5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
	0	全介助または不可能	
	5	自立	
6. 歩行	0	部分介助または不可能	
	15	45 m以上の歩行、補装具（車椅子、歩行器は除く）の使用の有無は問わす	
	10	45 m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	
7. 階段昇降	5	歩行不能の場合、車椅子にて45 m以上の操作可能	
	0	上記以外	
	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	
8. 着替え	5	介助または監視を要する	
	0	不能	
9. 排便コントロール	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
	5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
10. 排尿コントロール	0	上記以外	
	10	失禁なし、洗腸、坐薬の取り扱いも可能	
合計得点	5	ときに失禁あり、洗腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	
	5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	

Mahoney.F.&Barthel.D.W.Functional evaluation:The Barthel Index.Maryland.State.Mad..J.14(2):61-65,1965より